

## 船舶事故等調査報告書

平成21年7月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009函第17号	
事故等種類	運航不能（推進器損傷）	
発生日時	平成21年2月12日 10時00分ごろ	
発生場所	択捉島南方沖 (概位 北緯44°23′ 東経147°54′)	
事故等調査の経過	平成21年3月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 漁船 <sup>りゅうおう</sup> 立旺丸、160トン 船舶番号、船舶所有者等 128556、伊藤漁業株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	推進器翼4枚に擦過傷及び欠損	
事故等の経過	本船は、ロシア連邦排他的経済水域内の沖合底びき網漁のため、択捉島南方沖の漁場に至って揚網作業を行っていたところ、平成21年2月12日10時00分ごろ、本船のロープとともに引き揚げられた海中投棄されていた網が、推進器に巻き付いて主機関が停止して航行不能となった。 本船は、僚船にえい航されて花咲港へ帰港した。その後、推進器翼4枚に擦過傷及び欠損が生じていることが確認された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約10m/s 海象：波高 約1m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし なし なし 本船は、揚網作業中、引き揚げられた海中投棄されていた網を推進器に巻き込んだものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が揚網作業中、本船の網とともに引き揚げられた海中投棄されていた網を推進器に巻き込んだため、主機関が停止したことにより発生したものと考えられる。	